共同企業体協定書

（目的）

1. 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。
2. 第五次浦添市総合計画後期基本計画及び第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）策定支援業務（以下「業務」という。）

（２）　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　(以下「当企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、業務を受託することができなかったときは、当企業体は、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地：

　　名称　：

所在地：

　　名称　：

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、契約締結を行う権限、委託契約に基づく行為を行う権限、発注者及び監督官庁等と折衝する権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務受託料）

第８条　各構成員の業務の分担及び分担業務の価額については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

（運営会議）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、組織、業務の履行に関する事項その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第11条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第12条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第13条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第14条　当企業体が解散した後においても、成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第15条　この協定書に定めのない事項については、運営会議において定めるものとする。

　　　　　　　外　　社は、上記のとおり第五次浦添市総合計画後期基本計画及び第三期浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）策定支援業務共同企業体協定を締結したので、その証拠として協定書　　通を作成し、各構成員が記名押印した上で、各自１通を所有するとともに、発注者である浦添市へ１通提出するものとする。

令和７年　　月　　日

代表者

所在地

名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

構成員

所在地

名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　印